第五種共同漁業権遊漁規則

内共第１１号

令和８年１１月２日施行

揖斐川上流漁業協同組合

揖斐川上流漁業協同組合内共第１１号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第１条　この規則は、揖斐川上流漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第１１号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご、いわな、こい、うなぎ、おいかわ及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第２条　漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

２　前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

３　組合は、第一項の規定による申請があったときは、第１２条に規定する場合を除き、第１項の承認をするものとする。

４　遊漁者は、直ちに、第８条第１項の遊漁料を同条第２項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第３条　遊漁による漁具・漁法は、手釣（おき針、ながし針）、竿釣（えさ釣、ルアー釣、友釣）、たも網に限るものとし、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規　　模
友釣り	のべ竿及びリール付き竿共に、鮎ルアーの使用可能 ただし、オトリ鮎を用いた友釣りはのべ竿に限る
たも網	たも網の口径は４０㎝以下

（遊漁期間）

第４条　次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚　　種	期　　間
あゆ	６月１日から１２月３１日までで組合が定めて公表する期間内
あまご いわな	３月１日から９月３０日まで
うぐい	６月１日から翌年３月３１日まで
こい うなぎ おいかわ	１月１日から１２月３１日まで

２　前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店コンビニエンスストアに掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

（禁止区域）

第５条　前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区　　域	期　　間
揖斐川　東横山発電所鶴見堰堤下流端から上流５０メートル下流端１５０メートルの区域	１月１日から１２月３１日まで
池ノ谷　坂内諸家地区の簡易水道施設から上流全域	１月１日から１２月３１日まで
新穂谷　坂内諸家地区の皆曲橋上流から用水取水口堰堤までの区域	１月１日から１２月３１日まで

（友釣専用区）

第６条　次のア欄の区域においては、イ欄の期間中は、ウ欄の以外の漁具・漁法で遊漁をしてはならない。

ア　区　域	イ　期　間	ウ　漁具・漁法
奥いび湖橋より上流ワラビ農道橋まで	８月１５日から９月３０日まで	鮎の友釣り

（全長の制限）

第７条　次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚　　種	全　　長
あまご	１５センチメートル
いわな	１５センチメートル
うぐい	１０センチメートル
こ　い	２０センチメートル
うなぎ	３０センチメートル

（遊漁料の額及び納付方法）

第８条　遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小学生のときは無料、中学校生徒又は心身障がい者（障がい者手帳の所持者）のときは同表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000 円を加算した額とする。

魚　　種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ、雑魚共通	手釣・竿釣・たも網	1 日 2,000 円、１年 9,000 円
あまご、いわな、うぐい、こい、うなぎ、おいかわ、（以下「雑魚」という。）	手釣・竿釣・たも網	1 日 1,000 円、１年 4,000 円

２　遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所（オンラインシステムを含む）に納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第９条　組合は、第２条第１項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

（１）承認を受けた者の氏名、住所

（２）承認期間

（３）魚種

（4）漁具・漁法
（5）遊漁区域
（6）遊漁料の額
（7）注意事項
（8）その他参考となるべき事項
（9）発行者名

2　前項（1）に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。

3　遊漁承認証の交付は、前条第２項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

4　遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第１０条　遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2　遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3　遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4　遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第１１条　漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2　漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（1）氏名
（2）有効期間
（3）注意事項
（4）その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）
（5）発行者名

（違反者に対する措置）

第１２条　組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付則

この規則は、令和６年１月１日から施行する

付則

この規則は、令和７年７月１５日から施行する

付則

この規則は、令和８年１１月２日から施行する